

一般財団法人長崎県浄化槽協会
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存単独処理浄化槽（以下「みなし浄化槽」という。）を設置している者が合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）に転換するにあたり、一般財団法人長崎県浄化槽協会（以下「協会」という。）が助成金を交付する際に必要となる事項を定めることを目的とする。

(助成金対象地域)

第2条 助成の対象となる地域（以下「助成対象地域」という。）は、次に掲げる区域以外の地域とする。

- ① 当該申請年度における下水道事業計画区域
- ② 当該申請年度における農業集落排水事業及び漁業集落排水事業採択区域
- ③ 当該申請年度におけるコミュニティプラント事業区域

(助成金の交付対象となる浄化槽)

第3条 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽であって、各市町の補助対象浄化槽とする。

(助成金の交付対象となる建築物)

第4条 専用住宅、共同住宅及び店舗兼併用住宅（この場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）とする。

(助成金の交付対象者)

第5条 助成金を受けることができる者（以下「助成金交付対象者」という。）は、助成対象地域内においてみなし浄化槽を設置しており、既存住宅等の改造に伴い処理対象人員が10人以下の助成対象浄化槽を設置した現所有者又は現居住者のうち、次の各号の条件を全て満たす者とする。

- ① 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定による設置の届出を行った者
- ② 浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する法定検査を受検する者
- ③ 浄化槽法第8条から第10条に規定する浄化槽の保守点検、清掃を実施する者
- ④ 協会会員であって本要綱第6条に規定する要件等を満たすもの（以下「施工業者」という。）に浄化槽の設置工事を行わせた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては助成金を交付しない。

- ① 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得ずに浄化槽を設置した者
- ② 賃貸、販売を目的に住宅等に浄化槽を設置した者（個人所有を除く）
- ③ 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）により浄化槽を設置した者

（施工業者）

第6条 本要綱で定める施工業者とは、協会の会員とする。

（助成金の交付額）

第7条 助成金の総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

2 助成金の1件あたりの交付額は上限50,000円とする。

（助成金の交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金交付申請者」という。）は、浄化槽工事の着工前までに、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し理事長に申請しなければならない。

- ① 浄化槽の設置届出書（市町村又は保健所の受付済のもの）の写し
- ② 助成金の交付を受ける者が、土地、住宅等の所有者と異なる場合はその所有者の同意を得ている旨を証する書類（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 市町の補助金交付決定通知書の写し及び設置工事見積書（総事業費）の写し
- ⑤ その他理事長が必要と認める書類

2 助成金交付申請書の書類審査を行った後、助成金交付申請者に対し速やかに助成金申請受理通知書（様式第4号）を送付する。

3 助成金の申請総額が予算額を超えた場合は、別に定める抽選方法により受理又は不受理を決定するものとする。ただし、抽選は予算額を超えた日に申請があったものを対象とする。

4 前項の結果、受理された者には助成金申請受理通知書、不受理となった者には助成金申請不受理通知書（様式第5号）を送付する。

(実績報告書)

第9条 助成金交付申請者は、設置工事の完了後1カ月以内又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に設置工事請求書又はその領収書の写しを添付し、理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第10条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、速やかに書類審査を行い、適正と認められた場合は、助成金交付決定通知書(様式第7号)により助成金交付申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により不適正と認めた場合又は当該年度の3月1日までに施工業者から会員年会費の納入がなかった場合は助成金不交付とし、助成金不交付決定通知書(様式第10号)により助成金交付申請者に通知するものとする

(交付の取消し)

第11条 理事長は、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 不正の手段を用いて助成金の交付を受けたとき。
- ② 本要綱第5条第1項の各号に違反したとき。
- ③ 助成金交付申請書を提出後、6カ月を経過しても実績報告書の提出がないとき又は当該年度の3月1日までに実績報告書の提出がないとき。

(申請内容の変更等)

第12条 助成金交付申請書の内容を変更しようとする場合又は設置工事を中止する場合は、変更・中止申請書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があった場合、理事長は、変更・中止承認通知書(様式第9号)により変更又は助成金の申請を中止することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。